

浜松市狭い道路の拡幅整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例（平成14年浜松市条例第36号。以下「条例」という。）第9条並びに浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例施行規則（平成14年浜松市規則第47号。以下「規則」という。）第14条及び第15条の規定に基づく助成金及び奨励金の交付について、予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、条例、規則及び浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成金の交付申請)

第2条 規則第16条の規定に基づき助成金の交付申請をしようとする者（以下「助成金申請者」という。（市税を完納している者に限る。））は、狭い道路の拡幅整備（助成金）交付申請書（第1号様式。以下「助成金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金の算出根拠が明示された図面
- (2) 拡幅整備のために必要な工作物等の撤去若しくは移設工事等に要した費用の額が分かる書類
- (3) 助成金の交付対象となる物の撤去前と撤去後の状況が分かる写真（助成金の交付対象が擁壁の新設費である場合にあっては、新設後の状況が分かる写真を含む。）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第6号様式）（申請者が浜松市税の納税義務者である場合に限る。）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（交付申請をしようとする者が、給与所得者を雇用する事業者である場合に限る。）
- (6) その他市長が必要があると認める書類

(奨励金の交付申請)

第3条 規則第16条に基づき奨励金の交付申請をしようとする者（以下「奨励金申請者」という。（市税を完納している者に限る。））は、狭い道路の拡幅整備（隅切り奨励金）交付申請書（第2号様式。以下「隅切り奨励金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該奨励金申請者が、助成金交付申請者と同一の場合にあっては、第2号及び第3号の書類は省略することができる。

- (1) 奨励金の算出根拠が明示された図面
- (2) 市税納付・納入確認同意書（第7号様式）（申請者が浜松市税の納税義務者である場合に限る。）
- (3) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（交付申請をしようとする者が、給与所得者を雇用する事業者である場合に限る。）
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(助成金の交付決定)

第4条 市長は、助成金交付申請書が提出された場合において、審査を行い適正な申請と認めるときは、助成金申請者に対し、助成金交付の決定を行うものとする。この場合において、当該申請書が提出された日から交付の決定までに要する期間は概ね7日間を目

途とする。

2 助成金の合計額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

3 市長は、助成金の交付を決定したときは、助成金申請者に対し、狭い道路の拡幅整備（助成金）交付決定通知書（第3号様式。以下「助成金交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

（奨励金の交付決定）

第5条 市長は、隅切り奨励金交付申請書が提出された場合において、審査を行い適正な申請と認めるときは、奨励金申請者に対し、隅切り奨励金交付の決定を行うものとする。この場合、当該申請書の提出から交付の決定までに要する期間は概ね7日間を目途とする。

2 隅切り奨励金の合計額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

3 市長は、隅切り奨励金の交付を決定したときは、当該奨励金申請者に対し、狭い道路の拡幅整備（隅切り奨励金）交付決定通知書（第4号様式。以下「隅切り奨励金交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 助成金交付の決定を受けた者は、助成金交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、助成金請求書を市長に提出しなければならない。

（奨励金の請求）

第7条 隅切り奨励金交付の決定を受けた者は、隅切り奨励金交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、隅切り奨励金請求書を市長に提出しなければならない。

（返還命令）

第8条 市長は、条例第10条第2項の規定により、助成金及び奨励金の返還を命ずるときは、交付決定を受けた者に対し、狭い道路の拡幅整備助成金等返還命令通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第9条 助成金及び奨励金の交付を受けた者は、当該交付に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。

（細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度から平成29年度までの補助金に適用する。

(あて先)
浜 松 市 長

住所
申請者
氏名
電話 ()

狭い道路の拡幅整備(助成金)交付申請書

浜松市狭い道路の拡幅整備事業費補助金交付要綱第2条の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を申請します。

記

交付申請金額 金 円

(1) 規則第14条(別表第3)に規定する助成金(交付上限額)

合計 金 円

フェンス、塀、門等 (m) (円)

樹木(高さ m) (本) (円)

生垣(高さ m) (m) (円)

舗装 (m²) (円)

水道メーター等 (箇所) (円)

排水ます等 (箇所) (円)

水道管、排水管、ガス管等 (m) (円)

擁壁(撤去)(高さ m) (m) (円)

(新設)(高さ m) (m) (円)

(2) 拡幅整備のために必要な工作物等の撤去若しくは移設工事等に要した費用の額

金 円

交付申請対象

物の所在地 浜松市 区 町 丁目 番 地先

注 交付申請金額は、(1)の合計金額と(2)の金額のうち、安価な金額(1,000円未満切捨て)を記載してください。

添付書類

助成金の算出根拠が明示された図面

拡幅整備のために必要な工作物等の撤去若しくは移設工事等に要した費用の額が分かる書類

助成金の交付対象となる物の撤去前と撤去後の状況が分かる写真

(擁壁の新設費が助成金の交付対象の場合には、新設後の状況が分かる写真)

市税納付・納入確認同意書 (必要な場合)

市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し (必要な場合)

(あて先)
浜 松 市 長

住所
申請者
氏名
電話 ()

狭い道路の拡幅整備(隅切り奨励金)交付申請書

浜松市狭い道路の拡幅整備事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、次のとおり隅切り奨励金の交付を申請します。

記

交付申請金額 金 円

隅切り用地の
所在地及び地積 浜松市 区 町 番
丁目

地積 m²

隅切り奨励金の
算出根拠

注 交付申請金額は、1,000円未満を切捨てた額を記載してください。

添付書類

- 奨励金の算出根拠が明示された図面
- 市税納付・納入確認同意書 (必要な場合)
- 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し (必要な場合)
- その他市長が必要と認める書類

様

浜松市長

狭い道路の拡幅整備（助成金）交付決定通知書

浜松市狭い道路の拡幅整備事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を決定したので通知します。

記

	千	百	拾	万	千	百	拾	円
決定金額								

交付申請対象

物の所在地

浜松市

区

町

番 地先

丁目

交付の条件等

- 1) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付することとなります。
- 2) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合があります。
- 3) 助成金に係る経費の収支を明らかにした書類や帳簿等については、10年間保管して下さい。

教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様

浜松市長

狭い道路の拡幅整備(隅切り奨励金)交付決定通知書

浜松市狭い道路の拡幅整備事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり隅切り奨励金の交付を決定したので通知します。

記

	千	百	拾	万	千	百	拾	円
決定金額								

隅切り用地の
所在地及び地積 浜松市 区 町 番
丁目

地 積 m²

交付の条件等

- 1) 浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付することとなります。
- 2) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合があります。
- 3) 助成金に係る経費の収支を明らかにした書類や帳簿等については、10年間保管して下さい。

教示

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(訴訟において市を代表する者は市長となります。)として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

浜松市長

狭い道路の拡幅整備助成金等返還命令通知書

年 月 日付け 浜松市指令 第 号にて通知した狭い道路の拡幅整備()の交付決定を、次のとおり取り消すことを決定したので通知します。

記

取り消しの範囲

理 由

返還金額

返還期日 年 月 日

教示

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(訴訟において市を代表する者は市長となります。)として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第6号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先)

浜 松 市 長

住 所(または所在地)
助成金交付申請者
氏 名(または法人名)

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

市税納付・納入確認同意書

下記の助成金交付申請に伴い、浜松市狭い道路の拡幅整備事業費補助金交付要綱第2条の規定により、市において、助成金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請助成金 浜松市狭い道路の拡幅整備事業助成金

第7号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先)

浜 松 市 長

住 所(または所在地)
奨励金交付申請者
氏 名(または法人名)

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

市税納付・納入確認同意書

下記の奨励金交付申請に伴い、浜松市狭い道路の拡幅整備事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、奨励金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請奨励金 浜松市狭い道路の拡幅整備事業奨励金